

2020年3月25日

お客様各位



青森県弘前市北瓦ヶ町 19-5
代表取締役 坂野 泉

新型コロナウイルスの影響による料金請求の取り扱いについて

さくら新電力は経済産業省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、電気料金のご請求について下記の対象のお客様からお申し出があった場合に、お支払い期限を延長します。

◆個人の場合

新型コロナウイルスの影響により緊急小口資金などの貸付制度を受けた家庭であり、一時的に電気料金の支払いが困難なお客様

◆法人の場合

新型コロナウイルスの影響により新型コロナウイルス感染症特別貸付等の支援を受けている法人であり、一時的に電気料金のお支払いが困難なお客様

※個人・法人それぞれのお客様は上記内容を証明できるものをご提示頂く必要があります。

■支払い延長期間 1か月

※お問い合わせ カスタマーサービスセンター 0172-40-4030